

組合員が育児休業を取得した場合は、共済組合に掛金免除の申出をすることで、育児休業を開始した月から育児休業を終了した日（子が3歳に到達する日の翌日）の前月まで掛金が免除されていますが、これに加えて、平成26年4月からは、産前産後休業（出産予定日以前42日から出産日後56日まで）を開始した月から終了日翌日の前月までの掛金が免除されます。

具体的には育児休業の掛金免除の場合と同じで、短期、介護、長期及び福祉に係る掛金及び負担金が免除されますので、4月1日以降に産前産後休業中の方（4月29日以前に産後休業が終了する場合を除く。）は、所属所を通じて掛金免除の申出を行ってください。

なお、掛金免除の申出用紙については現在作成中ですので、3月下旬に各所属所の共済組合担当課に送付します。また、共済組合のホームページにも申出用紙を掲載する予定です。

